

射水市マイナンバーカード出張申請受付実施要領

1 趣 旨

本市におけるマイナンバーカード(以下「カード」という。)の更なる普及を図るため、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成27年9月29日付け総行住第137号通知)」に定める交付時来庁方式(※1)及び申請時来庁方式(※2)に加えて、新たに企業等を対象とした出張申請受付方式を実施する。

※1 交付時来庁方式

郵送及びパソコン・スマホから申請し、カード受取りは市民課

※2 申請時来庁方式

地区センター(又は休日窓口)で申請し、カード受取りは自宅へ郵送

2 対象団体等

- (1) 射水市内に事業所・事務所を置く企業等
- (2) 射水市内の地域団体等(自治会、町内会、サークル等)
- (3) その他希望する団体等

3 実施条件

出張申請受付を希望する団体は、次に掲げる事項を承諾した上で実施20日前までに「射水市マイナンバーカード出張申請受付申込書(様式1)」及び「マイナンバーカード出張申請者名簿(様式2)」を市に提出することとする。

- (1) カード申請者(射水市民に限る)が概ね5名以上を見込まれること
- (2) 当日の受付時間は平日の午前10時から午後4時までの間とすること
- (3) 会場設営及び備品の準備等は申込団体が行い、市は会場使用料や電気料など一切の負担を負わないこと
- (4) 当日におけるカード申請者の案内及び誘導を行うこと
- (5) 市が行うID入り申請書(※3)の事前印刷について、カード申請者から了承を得ること
- (6) カード申請者に対して、次の点を十分に周知すること

ア 出張申請受付の日時及び会場

イ カードの申請要件及び必要書類(下記4参照)

※3 ID入り申請書

専用端末を用いてカード申請者の送付先情報を出力したもの。カード申請者の住所や氏名が最新の状態となつているとともに、申請書ID・氏名・住所・生年月日等が記載されているため、カード申請者は申請日及び電話番号の記入と署名を行うのみ。

4 申請要件

- (1) 申請は初回の申請に限り、再交付や更新などは受け付けない。

(2) 申請者は、自らが申請（代理は認めない。申請者が15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人が同行する。）した上で、次に掲げる必要書類を提出する。ただし、不足書類がある場合、市は申請を受け付けない場合がある。

- ア カード交付申請書兼電子証明書発行申請書（市が事前印刷するQRコード入り）
- イ 顔写真（市が撮影する。持参の場合は各自において規格を十分に確認すること）
- ウ 暗証番号設定依頼書
- エ 通知カード
- オ 本人確認書類
次のいずれかの本人確認書類(※4)の原本を提示する。
 - ① A書類2点
 - ② A書類1点+B書類1点
 - ③ B書類2点（通知カードの返納がない場合は受付不可）
- カ 通知カード紛失届（該当者のみ）
- キ 住民基本台帳カード（該当者のみ）
- ク 住民基本台帳カード廃止・返納届（該当者のみ）
- ケ その他必要な書類

※4 本人確認書類例示（全て期限内かつ有効なものに限る）

A書類 (公的機関が発行する顔写真付きのもの)	B書類 (氏名及び生年月日又は氏名及び住所の記載があるもの)
運転免許証	健康保険証
運転経歴証明書(H24.4.1以降発行)	医療受給者証
住民基本台帳カード(顔写真付き)	後期高齢者医療被保険者証
パスポート	介護保険証
在留カード	生活保護受給者証
特別永住者証	児童扶養手当証書
身体障害者手帳	特別児童扶養手当証書
精神障害者保健福祉手帳	学生証
療育手帳	母子健康手帳
など	など

5 カードの交付方法

市は、申請があったカードを本人限定受取郵便(※4)又は簡易書留で申請者本人又は法定代理人宛てで住所地(※5)に郵送して交付する。

※4 本人限定受取郵便

先に郵便局からカード申請者に対して交付通知書が届く。その交付通知書に従って本人又は法定代理人がカードを受け取る（配達又は郵便局での受取り）。

※5 住所地

住民基本台帳に記載された住所

6 カード申請者への費用負担

市は、出張申請受付において生じた費用（写真撮影、郵送料など）について、申請者に負担を求めない。

7 出張申請受付に関する周知等

市は、出張申請受付方式の実施に当たり、申請の方法等について市ホームページ、広報いみず、その他の方法により住民への周知に努めることとする。

8 感染症対策

市は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行い実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、申込受付後に出張申請を中止又は延期する場合がある。

9 その他

この要領に定めるもののほか、マイナンバーカード出張申請受付実施に関し必要な事項は、市民課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。